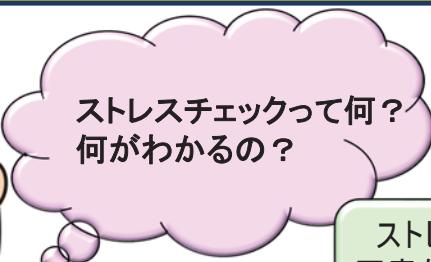


ストレスチェックの実施が義務化されました（施行2015年12月1日）

従業員数50人以上の事業所は、2016年11月30日までにストレスチェックを実施し、面接指導の義務の履行状況等を労働基準監督署に報告する必要があります。



「ストレスチェック」とは、書面の質問に労働者が回答し、その回答結果をもとにストレス状況を把握する「アンケート方式」の調査です。

ストレスチェックの結果は、労働者ご本人の同意なしで事業主がみることができないので、通常の健康診断とは別に行う必要があります。

ただし、個人が特定されない形で、組織集団として分析したデータは、事業主も知ることができますので、会社として取るべきメンタルヘルス対策や改善策を検討することができます。



2015年12月1日施行 ストレスチェックのポイント

2015年12月1日に施行された労働安全衛生法の一部を改正する法律において、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を実施することなどを事業者の義務（従業員数50人未満の事業場については当分の間努力義務）とする新たな制度が導入されました。

このストレスチェック制度により、50人以上の事業場では1年以内ごとに1回、定期に従業員のストレスチェックを実施しなくてはなりません。

衛生委員会等での調査・審議・確認が必要です！

ストレスチェック実施にあたっては、衛生委員会で審議・確認し、法令等に則った上で事業場での取り扱いを内部規定として策定するとともに、従業員にあらかじめ周知する必要があります。

従業員への結果通知で伝える事

- ◇ 医師又は保健師等により実施されたことを明らかにするために、健康診断と同じく、結果通知に実施者（医師等）の記名押印を実施します。
- ◇ 高ストレス者に該当するかどうか。 ◇ セルフケアのためのアドバイス。
- ◇ 医師の面接指導の対象者となった場合、面接指導の対象者であること。
- ◇ 面接指導の対象者へ、事業者への面接指導の申出方法（事業場内の担当者）
- ◇ 面接指導の申出窓口以外の相談可能な窓口に関する情報提供（社内の産業保健スタッフ、社外のメンタルヘルスサービス機関等の契約機関、公的相談窓口等の紹介）

行政への報告

◇ 事業者によるストレスチェックや面接指導の義務の履行状況が確認できるようするため、以下の事項について労働基準監督署に報告する必要があります。

- ① ストレスチェックの実施時期
- ② 在籍労働者数
- ③ 検査を実施した者
- ④ ストレスチェックを受けた労働者数
- ⑤ 面接指導を実施した医師
- ⑥ 面接指導を受けた労働者数
- ⑦ 集団的分析の実施有無

社会保険労務士法人 労務経営プランニング の ストレスチェック総合コンサルテーションサービス<SCCS>

①事業者の方針表明

②衛生委員会での調査審議

③社内規程類の整備

④従業員説明と情報提供

⑤ストレスチェックの実施
以下の3領域の検査を実施し
3領域ごとに数値化して通知

- ①職場とストレスの状況
- ②心身の反応
- ③周囲のサポート

⑥結果情報提供同意取得

⑦医師面接指導の実施

⑧医師からの就業上の
意見聴取

⑨就業措置の実施

国の示す「ストレス
チェック制度」とは、
入り口⇒ 事業者の方針表明から、
出口⇒ 労働基準監督署への報告までの一連の流れを
いいます！

⑤-1 ストレスの傾向を数値
やレーダーチャート等の図表
でわかりやすく通知

⑤-2 高ストレスに該当する
かどうかを通知

⑤-3 医師による面接指導
要否の通知

⑩集団的分析と評価

⑪職場環境改善

⑫実施事項の確認と改善

厚労省の提供システムや、
ネット上の安価なシステムには、
高ストレスの判断、医師のサインなど
が付きません。

テラダ労務経営プランニングが
提供する「Well診断」料金(実費)

個人のストレスチェックの1人当たりの費用です(窓付き封筒)

- 医師の判定あり(記名押印)
1,000円(税別)/人
- 医師の判定なし(自社の産業医で判定・記名押印する場合)
800円(税別)/人

面談が必要な場合など、メンタルに詳しい産業医(顧問医)ご紹介

- 川口市内 よろしければ当所
顧問先の「ヒロクリニック」様を
ご紹介させていただきます。
- その他、全国対応
メンタルヘルスに強い精神科
産業医による面接指導等を
ご紹介させていただきます。

当所のストレスチェック総合コンサルテーションサービス<SCCS>

■①～⑬ 規程作成から、全てサポート 200,000円(税別、⑤は実費)

■毎年 ⑤実施指導と、⑬の作成提出を対応 50,000円 (〃)

PDCA

毎年

⑬労働基準監督署報告

事業所名	ご担当者
所在地	ご担当者連絡先 ()
電話番号	ご担当者 E-mail
FAX番号	(○印 お願いします。) 詳しく聞きたい・資料がほしい・ 申し込む □①～⑬ 規程作成から、全てサポート □毎年⑤実施指導と、⑬の作成提出を対応

個人情報に関する取扱いについて／記載されたお客様の情報は関係情報の連絡に使用します。法令に定める場合のほか、お客様の承諾なしにほかの目的に使用しません。
また、送付等の際、弊社が個人情報管理について事前調査した上で契約したダイレクトメール発送代行会社に発送データとして委託することがございます。

お申込みはこちら ▼FAX 048-288-1555▼

<scce>社会保険労務士法人 労務経営プランニング (Well診断 : テラダ労務経営プランニング)

住所 〒334-0011 埼玉県 川口市 三ツ和 2-13-28 Tスリー1階

電話 048-288-1551 メール info@terada-sr.jp http://www.terada-sr.jp/

